

# 長浜市新規就農者支援事業補助金 概要

長浜市 農業振興課

## ▼趣旨・目的

本市の農業後継者及び担い手の確保、育成を図るため、新規就農者の支援に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

## ▼対象者

次の要件を全て満たす者

- ア 基準日（補助金の交付を受けようとする年度の4月1日）において、市内に住所を有し、かつ市内で独立・自営就農する者（経営継承者を含む。）で、独立・自営就農（※①）時の年齢が55歳未満であること。
- イ 農業従事日数が年間150日以上見込まれること。
- ウ 農業経営開始日（※②）から5年以内であること。
- エ この要綱による補助金の交付申請時において、納期限が到来している市税及び国民健康保険料（税）に未納がないこと。

※①独立・自営就農とは、専ら農業で生計を維持し、次の要件を全て満たしていることをいう。

- ア 農業経営における農地の所有権又は利用権を補助対象者が所持していること。
- イ 主要な農業機械・施設を自ら所有又は借りていること。
- ウ 生産物や生産資材等を自らの名義で出荷・取引すること。
- エ 農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を自らの名義の通帳及び帳簿で管理すること。

※②農業経営開始日とは、経営資産の取得時点とし、農地や機械の取得時点や出荷・取引を自らの名義で行う等、経営開始を合理的に説明できる日をいう。

## ▼補助対象経費・補助率

補助対象経費	補助率等
新規就農に係る必要な経費で次に掲げる経費 (1)研修に係る経費（旅費、負担金、教材費等） (2)生産に係る経費（小作料、農業用資材（※1）、経理用備品（※2）等） (3)生活に係る経費（家賃）	対象経費の2分の1以内とし、1人当たりの補助上限額は150万円（1年度50万円を上限）で、助成期間は3年を限度とする。 ただし、経営開始型農業次世代人材投資資金に係る計画承認を受けている者の補助上限額は、次に定めるとおりとする。 (1)3年度目の交付決定までに計画承認を受けていない場合 150万円 (2)2年度目の交付決定までに計画承認を受けていない場合 75万円又は1年度目の交付額と2年度目の交付決定額の合計額のどちらか高い方の額 (3)2年度目の交付決定までに計画承認を受けている場合 75万円
(※1) 農業用資材に係る経費のうち、50万円以上の機械、装置、車両、運搬具、工具、器具及び備品の購入費は、補助対象外とする。 (※2) 経理用備品とは、経理業務に使用するパソコンおよび経理ソフトとし、4年間の財産処分の制限を受けるものとする。	

## ▼問合せ・申請窓口

農業振興課（長浜市役所本庁2階） TEL 65-6522